

# 募集公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和 2 年 12 月 21 日  
中能登町長 杉本 栄蔵

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業
- (2) 事業場所：石川県鹿島郡中能登町井田 56 部 152 番地
- (3) 募集期間；募集公告の日から令和 3 年 6 月 1 日まで
- (4) 事業概要：参加者は、審査の結果、優先交渉権者とされた場合に、仮契約締結の日までに特別目的会社を会社法（平成 17 年法律第 866 号）に定める株式会社として設立し、PFI 手法（BT0 方式等）により次の業務を行うものとする。
  - ア 事業計画の策定に関する業務
  - イ 建替住宅整備業務
  - ウ 入居者移転支援業務
  - エ 余剰地活用業務
  - オ 提案業務
  - カ 町営住宅維持管理・運営業務
- (5) 予定価格：1, 383, 000, 000円  
(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

## 2 応募者の備えるべき参加資格要件

募集要項に記載のとおり

## 3 応募に関する手続

### (1) 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ令和 2 年 12 月 21 日（月）本事業の募集公告に合わせて募集要項等を本町公式ホームページ上で公表する。

( <https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/soshiki/dobokukensetsu/1/2/1/chouei/kueserikawajyuutaku/index.html> )

## (2) 募集要項説明会等

募集要項説明会を以下のとおり開催する。また、募集要項説明会の終了後、本事業予定地等に場所を移動し、希望者を対象として現地説明会を行う。

### ア 募集要項説明会

日時：令和2年12月24日（木）午後2時～  
会場：中能登町役場鹿島庁舎（1階）第2会議室  
住所：石川県鹿島郡中能登町井田4部1番地1

### イ 事業予定地等現地説明会

日時：令和2年12月24日（木）募集要項説明会終了後引き続き  
見学先：本事業予定地

### ウ 事前申込等

募集要項に基づき、Eメールにより提出すること。

## (3) 募集要項等に関する回答

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：募集要項等公表の日～令和2年12月28日（月）午後3時まで。
- イ 受付方法：「募集要項等に関する質問書」に記入のうえ、Eメールにより提出すること。
- ウ 回答：令和3年1月13日（木）に本町ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

## (4) 参加資格審査書類及び応募書類の受付期間・場所及び方法

参加資格審査書類及び応募書類を提出する応募者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。なお、募集日時に遅れた場合は、公募型プロポーザルに参加できないものとする。

- ア 受付期間：令和3年12月22日（火）から令和3年1月20日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月29日～1月4日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、最終日は午後2時までとする。
- イ 提出場所：中能登町土木建設課（令和3年1月中旬頃石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地旧鹿西中学校に移転予定）
- ウ 提出方法：持参すること。
- エ 提出書類：募集要項を参照すること。

## (5) 募集の手順

- ア 提出された参加資格審査書類及び応募書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- イ 参加資格審査書類及び応募書類がすべて揃っている参加者の参加資格が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ 参加資格を満たしていると評価された参加者の提案書類等について優先交渉権者基準に従い審査を行う。

締切日：令和3年6月1日（月）

- エ 参加者の「応募書類等」を確認する。

オ 提案書類等に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額抜きの金額を記載すること。入札金額が、本町の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該応募者に通知する。なお、全応募者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わないこととする。

カ 募集要項等で示す要件をすべて満たしている提案を行った参加者にヒアリングを実施、審査を行い、優先交渉権者を決定する。

キ 本町は、別に公表する優先交渉権者決定基準に基づき、「事業者選定委員会」により総合的に評価し、落札者を決定する。

ク 優先交渉権者となった代表企業に対して令和3年7月7日（水）に決定通知を行う。

ケ 事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に優先交渉権を付与することがふさわしい参加者が無い等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

#### **（6）ヒアリング等の実施**

本町は、応募者に対し、令和3年6月24日（木）に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

### **4 公募型プロポーザルの参加に関する留意事項**

#### **（1）募集要項等の承諾**

参加者は、応募書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### **（2）費用負担**

公募型プロポーザルの参加に際し、応募に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

#### **（3）契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻**

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### **（4）著作権**

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる時、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、本町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

#### **（5）特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

#### **（6）提出書類の取扱い**

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類のうち、契約に至らなかった応募者の提案については返却しない。

## (7) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

## (9) 提案書類無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書類は、無効とする。

ア 公告に示した参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した提案書類

イ 事業名及び入札金額のない入札書類

ウ 代表企業名及び押印のない又は不明瞭な入札書類

エ 事業名に誤りのある入札書類

オ 入札金額の記載が不明瞭な入札書類

カ 入札金額を訂正した入札書類

キ 一つの入札について同一の者がした二つ以上の入札書類

ク 受付期間締切までに本町担当窓口に到達しなかった提案書類

ケ 公正な審査を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した提案書類

コ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した提案書類

サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類

シ その他応募に関する条件に違反した提案書類

## (10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、提案書類提出に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 5 優先交渉権者の決定

本町は、提案書類審査の結果に基づいて事業者選定委員会により選定された優秀提案を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

## 6 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、速やかに参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

## 7 契約手続き

### (1) 契約の条件

優先交渉権者と本町は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書の内容について協議し、速やかに合意するとともに、特別目的会社設立後、速やかに仮契約を締結するものとする。なお、本事業の契約締結については、PFI 法第 9 条の規定により中能登町議会の議決を要するため、当該仮契約は、中能登町議会において本事業の契約締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。ただし、本町は、当該議案が中能登町議会において議決されなかった場合でも、

仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

## (2) 契約の解除

優先交渉権者決定後、本事業の契約に係る議案の議決があるまでの間に、優先交渉権者が2の各項目に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときには、当該仮契約を締結しない場合があり、又は仮契約を締結している場合には、これを解除することがある。この場合、他の参加者と随意契約札を行うことがある。

## 8 その他

その他詳細については、募集要項による。